

## 平成24年度 第2回 高石市都市計画審議会 議事録（要約）

【開催日時】 平成24年11月9日（金） 午後3時00分から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中14名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄      下村 泰彦      丑野 正仁      土井 幸一  
出川 康二      清水 明治      古賀 秀敏      佐藤 一夫  
松本 定        伊集院 敏彦      東口 正一      合田 房雄  
舛谷 隆康      高橋 妙子      （以上委員14名）

【欠席委員】 中井 正司      小屋 経尚

【傍聴者】 7名

【日 程】 付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(案)（高石市決定）  
報告第1号 第一種低層住居専用地域及び風致地区の見直しについて  
報告第2号 JR東羽衣駅北側の用途地域の変更について  
報告第3号 準防火地域の指定拡大について  
その他

【答申事項】 付議第1号に対して、欠席者2名を除く委員14名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【確認事項】

- ・市長より、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(案)（高石市決定）についての付議書が提出された。
- ・三号委員として小屋 経尚氏の委嘱が報告された。
- ・報告第1号と報告第2号の案件については、次回第3回高石市都市計画審議会にて付議を予定。
- ・報告第3号の案件については、次回第3回高石市都市計画審議会にて再度報告を予定。

【質疑応答】

・ 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）

（会 長）3地区の廃止・変更について、都市計画的な観点からご意見を頂きたい。

（委 員）主たる従事者の故障により生産緑地が廃止・変更されるということだが、3地区とも主たる従事者は同一ということで良いか。

（事務局）結構である。

（委 員）取石地区15は0.11haから0.07haへの変更ということだが、0.07haの主たる従事者についてはどうなっているのか。

（事務局）所有者の異なる2つの生産緑地を1地区として指定している。変更後に残る0.07haは別の方が所有しており、今回は買取申出があった部分のみ廃止としている。

（委 員）取石地区15の所有者は明確に区分されているのか。1筆なのか。また、親子関係などか。所有関係を教えて頂きたい。

（事務局）取石地区15については、所有者が2名であり、家族関係ではない。

（委 員）所有者が異なっても隣り合わせで生産緑地の指定ができるのか。生産緑地法の何条に記載されているのか。

（会 長）生産緑地の指定は500㎡以上で、隣接する分については一団を形成することとなっている。一人の所有者が全部を持っていないわけではない。今回廃止された方だけでは、当初生産緑地の指定は受けられなかった。また、今回廃止しても残りは500㎡以上あるので生産緑地として維持される。

（事務局）生産緑地法の第3条に生産緑地の指定要件が記載されている。一団の区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができるとあり、その面積要件については500㎡以上となっている。

（委 員）残りの75地区について、所有者が一人でないところは何地区あるのか。

（事務局）手元に資料がないので後ほど回答する。

（委 員）生産緑地を廃止すると宅地化される傾向にある。生産緑地が減ってしまうのは残念だが、生産緑地法上認められていることであるので、賛成する。

（会 長）基本的に生産緑地は年々減少傾向にある。緑や防災、風致の確保などの観点から、生産緑地の推移の把握を事務局に依頼している。今年は減少が少なく大きな影響はないと考えるが、事務局から何か報告されることはあるか。

（事務局）昨年度の第2回都市計画審議会で、その他の報告として、高石市の生産緑地地区に関する基本方針案、基準案を報告した。その後、農業委員会にも説明し、意見も頂戴したので、再度精査して報告する予定であったが、地域防災計画にも記載のある防災協力農地についても進めていこうと考えているので、危機管理課と連携して再度精査し、進めていきたいと考えている。

（会 長）農業委員会と連携しながら、実際に農業に従事しているか生産緑地地区の指定を受けた後の事後調査をし、耕作を放棄している土地は指導するなどして

おり、また今後、防災上の協力を依頼していくことも考えているようである。付議第1号については、原案の通り答申することによろしいか。

<全員異議無し>

・ 第一種低層住居専用地域及び風致地区の見直しについて

(会 長) 前は、パブリックコメントや公聴会の開催前であり、もっと住民の意見を聞いてから審議すべきではないかという意見を頂いていた。本日はそれに関する資料が提出されている。これを受け、改めて意見を頂きたい。

(委 員) 風致地区については、従前は白砂青松の砂浜で、風光明媚で風致地区にふさわしい景観であったが、残念ながら昭和30年代半ばから埋立てが始まり、昭和40年代に入って、埋立地に石油化学コンビナートが林立し、大きく環境が変化してきた。本来はその時期に風致地区で残すべきかどうかの議論があつてしかるべきであつたと思う。昨年の3月11日に東日本大震災が起き、今回、災害に強いまちづくりということで、風致地区の見直しの提起を受けている。いろいろなご意見があるようだが、当時の姿とは変化してきている状況もあり、30年以内に南海トラフを震源とする震災が60～70%の確率で想定されていること等を考えると、私としては災害に強いまちづくりのためには、風致地区・第一種低層住居専用地域についての今回の改定もやむを得ないと思う。埋立てがなければ高石が誇るべき高師浜を、ぜひ風致地区で残すべきであつたと思うが、残念ながらそういう状況にない。震災、津波で、対岸の臨海部が大丈夫なのかという心配もある。住民が建替えや高層化をしようしても、前に進めないという問題もある。事務局より提案されている方向で進めたらどうかと考えている。

(会 長) 各委員の意見を頂いた後に議論し、課題を整理したいと思う。

(委 員) 公聴会、パブリックコメント、説明会における市民の意見を見ると、事務局は地震・津波に強いまちをつくりたいので風致地区等は解消したいと言うが、住民の中には風致地区を何とか残してほしいという意見もある。大阪府の堺泉北コンビナートの特別防災区域の地震・津波による被害想定がまだ出ていない。津波が2倍になるとどういう被害が出るのか、大阪府で検討中だと思う。その検討結果が出てから、被害想定に対してどういう対策をとるのか、風致地区に指定されている地域は海拔が低いがどうしていくのかなどを考えなければならない。日程表では11月に縦覧、来年1月に17条に基づく縦覧、1月末に都市計画審議会に付議となっているが、これは乱暴だと思う。たとえば防潮堤の高さを上げたらどうかという住民意見に対して、防潮堤で津波に備えることは避けるべきだと事務局は回答しており、いったい何をやろうとしているのかわからず、住民の不安に応えた回答をしていない。高石市の場合には水害だけではない。被害想定がすべて出てから対策を行うべきである。

憶測、推測だけで市民の財産に手をかけることについては、委員としても避けたい。この日程表では、市民の皆さんの理解を頂く前提が出来上がっていないと認識すべきだと思う。闇雲に24年度中に進め、地域住民のご理解が得られないままに強行することはぜひ避けなければならないと考えている。

(会 長) 特別防災区域の被害想定は出ていないということであるがどうか。

(事務局) 大阪府からの最終案は示されていない。

(会 長) 津波の問題もそうだが、不適格建築物が建替えできずに放置されると環境が悪化するという問題も片方にはある。それも含めてご意見があれば頂戴したい。

(委 員) 私は昭和47年の第一次オイルショックのとき、議員の1期目に風致地区を廃止したらどうかと質問した。臨海部の防災の話も大事だと思うが、私は市民を守ることが第一であると思う。規制により建替えしにくいという意見があれば、建替えしやすいようにすべきではないかというのが私の意見である。

(会 長) いろいろな立場、観点からの意見を頂きたい。

(委 員) 風致地区の見直しをすれば、これから何年もかけて住環境が変化していく。災害対策が活かされていくかどうかを確認したい。10年、15年経ったときに本当に安全なまちになることを想定されてのことか。

(事務局) 近々発生が予想されている津波に対して、公共として直接講じていける部分と住民の協力で防災性を上げていく部分とを、一つの柱で同時期に進めていかなければならないと考えている。公共でやらなければならないことについては、努力を続けていくべきであると認識している。ただ住民の協力がないと防災はなかなか進まない。徐々に進めながら、まちの安全安心を向上していくという立場で、今回の都市計画の変更を提案している。将来的には必ずや安全安心なまちになると認識している。

(委 員) パブリックコメント等では、良好な中で生活している住民が不安を感じているようだ。確信を持ってしっかりと、未来の住民のためにということを強調して、不安を解消するように、説明して頂きたい。

(会 長) 現状の環境が悪くなっているという意見の一方で、今回の変更によって、良い部分が悪くなるという心配もある。地区計画を導入することで、どの範囲まで対応が可能なのか。公聴会やパブコメで懸念されていた事柄について、高い建物が建つことは、日影規制や北側斜線があるから事実上はないとの説明があったが、たとえば、緑化率についてもこれまでは面積ごとに割合が定められていたが、狭い土地でも20%が確保され、大きな土地では協定なども可能であるなど、現状でお考えのことがあればご紹介頂きたい。

(事務局) 今回、緑化率を20%とする地区計画を提案している。これは従前の風致地区の最低の基準ではあるが、景観面では現状を維持できると考えている。現在の風致地区では高さ制限、壁面後退、建ぺい率40%の規制があり、建ぺい率

40%の規制により建替えが困難な建物が多い状況である。こういった建物の建替えができるように、規制の見直しを提案している。住民に事務局が考えている制度をご理解頂き、ご自身の資産の建替えのときに、耐震性や防火性を兼ね合わせてご協力頂ければ、順次、安全安心なまちにリニューアルされると考えている。100㎡未満の建物が3割以上という状況なので、このまま放置すればまちの防災性について不安が高まっていく。なるべく早い時期に建替えができるよう制度を見直したいと考えている。

(会 長) 説明会等では、絶対高さ10mと斜線制限とでどのくらい違うのか、壁面後退をなくすことによってどういう状況になるのか、建替えはできるようになるが、こういう状況になる、このままでいくとどうなる、といったことについて、わかりやすい資料を作成したと聞いていたが、そうではなかったのか。

(事務局) 地元説明の際には、次のような説明をした。現在の第一種低層住居専用地域では第一種高度地区の指定がされており、絶対高さ10mの指定があるので、10mを超える建物は建築できない。北側については、隣地境界線から5mの高さから0.6の勾配で北側斜線が設定されており、これを超える建物は建築できない。5mは概ね1階の軒もしくは2階の軒の途中くらいまでなので、2階建程度が一般的な建物の高さになる。そこから上は、敷地の奥行きがあれば勾配に合わせて建築ができるが、10mの制限があるので、通常の高さ3m程度であれば3階建までしか建たない状況である。今回、絶対高さがなくなると、敷地の奥行きがあれば高い建物も可能になる。容積率200%、建ぺい率60%への見直しを検討しており、単純に計算すれば3階と少しくらいになる。斜線制限から後退すれば、理論上は高い建物が建つが、80㎡程度でワンフロア4戸、5階建のマンションの場合、1,000㎡以上の敷地がないと建て難い状況である。

(会 長) 普通の敷地では3階建程度、大きな敷地では今の説明のようなことが可能になるが、実際にはあまりそういうことはなく、いきなり高いマンションが建つことはないだろうということと、一方で狭小敷地については、現状では建替えできないが、変更後の建ぺい率、容積率で対応すると多くの敷地で建替えが可能になるので、現状で放置されるよりは環境が良くなるのではないかと、という趣旨の説明をいただいた。

(委 員) 根本的なところで言うと、本市の中で一番濃い緑である第一種低層住居専用地域は、市の誇りであり、住宅環境としてあってほしいというのが正直なところである。東北で甚大な被害があったことを踏まえ、安全策をとるという背景のもと、防災、避難を考え、敷地が広い場合は、建物を少し上に積んで、土地利用なり用途を改変していこうという方向性も安全性の観点からは理解できる。とは言っても、対岸に埋立地ができているものの、歴史的には白砂青松で風致が守られてきた住宅地である。その辺のすり合わせをどうするの

か。悲しい話だが風致地区を外すとしても、ある程度、昔からの歴史的・文化的景観を担保する方法がないか。建築協定、地区計画、景観行政団体になっていれば景観協定など、いろいろ方法はあろうかと思うが、建築協定は全員がOKを出さないといけず、歯抜けになってしまう可能性もある。代替案としては、地区計画をかけていくのが一番適正なやり方だと思う。地区計画をかけたうえで、建替えの時に、昔ながらの記憶に残るような歴史的なまちなみにあったような、緑を植えるだけでなく、建物の形状や空地の取り方、空地の緑の植え方などについて、お住まいの方に個人的な努力をして頂く。そこに市から少しアドバイスをするなど、フォローアップして頂く中で、できるだけ今のような形で、3階建でも道路からの見え方に配慮した建物を建てていくようなことが考えられる。地区計画では一定の縛りしかかけられないと思う。それ以外の部分は個人の努力であり、地域のコミュニティで支援していくことを考えないと、安全と景観はなかなか整合しないのではないかなと思う。少し残念ではあるが、事務局案に賛成する。

(会 長) 委員からのご指摘は、地区計画で全部をカバーすることはできないので、資料にあるような地区計画に沿って皆さんの同意を頂いた中で、コミュニティである程度こういう形にしていこうというようになれば、もっと良くなるのではないかなということであったと思う。また、他の委員からは被害想定がまだ出ていないので、スケジュールを見直したらどうかという意見も頂いた。一方で、現状風致地区であるが環境の悪化がみられ、その改善のために少しでも早い時期にというお考えもある。なお、特別防災区域の被害想定についての予定はわかっているのか。

(事務局) 大阪府でシミュレーションをかけており、確定したものではないが、年内から年明けくらいに一定の方向が出るようには聞いている。

(会 長) そういう現状も踏まえ、議論したい。想定については、海溝型などいろいろ出されており、いずれにしても何かしら問題が出るので、このスケジュールで早くしたら良いという考えもあろうかと思う。

(委 員) 高石市から風致地区がなくなるのは残念であるが、当時とはまったく違う状況になっており、狭小な住宅もたくさん建っている。臨海地区の想定が出た段階でという話もあるが、浸水区域であることに間違いない。堤防を高くというご意見もあり、5mの津波に耐えられるだけの防潮堤をつくるに越したことはないが、そういうわけにはいかないのではないかな。一刻も早く建替えたいという方もおられると思う。地域の方にとってプラスかマイナスかを考えると、このスケジュールで進めていくのが良いのではないかな。風致地区を残す前提であるならともかく、そうではないので、一日も早く安全な建物に変更できるような形にするのが良いのではないかな。

(会 長) 今日は諮問されているわけではなく、次回に付議されて、答申するというこ

とになる。

- (委員) この地区ではないが、高石市に50数年住んでいる。実態を見ると、申し訳ないが、常識的にいう風致地区は高石市域にはないと感じる。住んでいる方にはいろいろ思いがあるだろうが、できれば、近代的な建物に様相を変えた方が、高石市に住んでいる者として良いのではないかと思う。また、第一種低層住居専用地域を第一種中高層住居専用地域に変更をするのが当然望ましいと思うが、その場合、緑化率20%以上は必ず確保してもらいたい。
- (会長) この地区は、都市計画でも総合計画でも、従来から高石ブランドであったが、現状は風致地区と言いながらそれが保たれておらず、建替えたくても建替えられない状況である。折しも津波等の災害が想定されるので、残念だが基本的には建替えられるようにした方が良いというご意見である。他の委員からはそうは言いつつ、被害の想定が出てからの方が良いのではないかという意見を頂いている。このスケジュールで進め、次回の諮問頂いたときにどうしても問題があればご発言頂くということで進めたいがよろしいか。
- (委員) 地域に風致地区を外すなという声はかなりある。大多数の声を集約していかないといけないと思う。外すことに反対だから言っているのではない。被害想定も判断基準におき、住民に理解を頂くのが良いと私は思っている。1年も2年も先でなく、2、3カ月先に出るのに、被害想定と関係なしに無理やり変更する必要はないのではないか。市としても、被害想定は説明資料として使えるのではないか。被害想定を見て、住民の皆さんが建替えるのか、逃げ出すのか、市に対して対策を求めるのか、それは非常に大事なことだと思う。なぜ1、2カ月が待てないのか、私はまったく理解ができない。
- (会長) 委員ご指摘のことももっともであるが、浸水区域であることは間違いなく、その程度に差があるにしても被害が出るのが想定されるのであれば、スケジュールを延ばす必要はないのではないかという意見も多くいただいたと思う。そこで、想定がどの程度出ているのか、今の計画にどのような影響があるのかについて、事務局で調べて頂くことは可能か。
- (事務局) 直接の防災担当課である危機管理課に意見をもらい、早い時期に出るように要望していきたい。
- (会長) 条例を議会に諮る必要もあり、これを逃すと次の機会になると思う。本日いろいろ頂いたご意見を踏まえて、その根拠となる状況が変われば再度ご検討頂く必要もあるが、大きな変化がなければ、次回付議されることになるとお考えいただきたい。そのため、できる限り早い時期に関連する情報をご紹介頂きたい。本日の議論や地元のご意見から、全く同じ意見になることは非常に難しいようだが、その中で、できるだけ皆さんにとって良いまちづくりをしていこうということでは共通していると思うので、このような進め方によるか。

(委員多数) 結構である。

(会 長) できるだけ情報を集め、事前に資料をお送り頂きたい。

・ J R 東羽衣駅北側の用途地域の変更について

(会 長) 公聴会等での意見に対しての市の回答はあるか。

(事務局) 「近隣商業地域に変更することで将来的にどのように変わっていくイメージを持てばいいのか。」という質問については、高石市都市計画マスタープランでの羽衣駅地域の地域別構想の土地利用方針では、「駅前商業複合ゾーンと位置付け、南海羽衣駅を中心とする都市核においては、鉄道の結節点、大学や専門学校、浜寺公園の立地等による地域の特性を活かし、本市の北の玄関口にふさわしい個性的で魅力ある商業・サービス機能、大学と地域とが協働する交流機能等の都市機能の集積を推進する」としている。「用途地域の変更は、当地区の活性化への足掛かりとして必要な都市計画の変更であると理解する。」については、市の計画について賛成の意見であるが、市として「羽衣駅周辺について、現在事業中の南海本線連続立体交差事業や羽衣駅前地区再開発事業との連携を図りつつ、J R 東羽衣駅北側の民間活力の導入による開発事業により、駅周辺の賑わいを創出するとしており、羽衣駅周辺のポテンシャル向上を図るため、用途地域を近隣商業地域に変更する」としている。

(会 長) もう少し普段の言葉でしゃべって頂くと、理解しやすい。一体的に開発することでもっと賑やかな駅前になるとか、そういう言い方で結構。

(事務局) 「商業地域にすると遊技場等が建設される可能性があるのではないか。」については、用途地域上は建築可能となるが、風営法等の他の法律の規制がある。また、羽衣駅周辺で広く近隣商業地域の指定をしている中で、以前出店していたパチンコ店も撤退しており、今回の都市計画変更によって遊技施設等が新たに出店する可能性は少ないという認識でいる。「固定資産税の増額等の不利益が見込まれる。」については、一般的に固定資産税は路線価方式で算定している。用途地域は路線価を決める要因の一つではあるが、それだけで路線価が決まるわけではないので、影響は少ないと考えている。仮に増額になった場合、それは資産価値が上がったことに伴うものであり、特に不利益が生じるものではないと考えている。「民間の力を加えてということだが、具体的にどのようなものか。」については、具体的にはJ R 東羽衣駅北側の土地開発公社用地の活用ということになり、民間による施設建築等の提案を踏まえ、駅前にふさわしい開発を設定していきたいと考えている。

(会 長) 最後の質問に対する回答についてだが、民間からのプロポーザル等による方式を考えているのか。

(事務局) 現在、どう進めたら良いか調整中である。

(会 長) 他に質問等はないか。土地利用については、遊技場は良くないということもあるが、撤退して寂れる地区もある。まちづくりについては皆さんにお考え頂き、皆さんが望むものをできるだけ入れていけるような枠組みを、都市計画で作って頂けたらと思う。

・準防火地域の指定拡大について

(会 長) 説明会での質問への回答をご紹介頂きたい。

(事務局) 「建替えなければ何も変わらないのか」については、建替える際に準防火の仕様にする必要がある。増築の場合は、既存部分についても準防火仕様にする必要が生じる。「変更されれば、建替えるときに建築業者から網入りガラスの提案があるということか。」については、建築士が建築基準法に基づいて設計をする。その際、隣地境界線等から1階は3m以内、2階は5m以内の部分に窓があれば網入りガラス、もしくは準防火の仕様に適合した窓として設計される。「準防火地域の規定については建築確認の時点と完了検査で調べるだけか。定期的な検査はするのか。」については、建築確認申請での事前チェックのシステムになっている。完成した際に建築主事の権限で確認し、使用許可を出す形になる。その後は、違反の通報等があった場合に、建築主事が必要に応じて確認する。

(委 員) 現在は大阪市と堺市だけのようだが、もう少し時間をかけなければならないと思う。民法に境界から50cm離れて建てるという規定があるが、準防火の指定がされると、建築基準法では民法の規定によらなくて良いことになり、境界ぎりぎりに建てるができるようになる。民法は慣例法であるので、建売住宅等では、隣地との間が1mも離れておらず、60～70cmほどのこともあるが、それでも十分延焼は防ぎ得る。皆が同時に準防火仕様で建替えれば良いが、既存の住宅とそうでないものが必ず残り、危険性が逆に増すのではないか。実際に建替えをしたところと既存の間での揉め事が相当あり、裁判になるケースもある。このようなことは、市民に十分案内されているのか。駅前再開発のところなどでは理解できるが、古い住宅を含めてやると逆に問題が出てくると思う。

(事務局) 今回準防火地域に指定したことで隣地との境界をいかがしても良いということではない。隣地との境界の規定は、あくまで民法上の規定であり、建築基準法上は設けられていない。準防火地域、防火地域の指定によって距離を取らなくて良いという規定にはなっていない。隣との話し合いにより距離を決めるという形である。

(委 員) 建築基準法第65条に、「防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。」となっており、民法上の規定が関係なくなる。だから揉める。駅前

などの地価が高く、高度利用しなくてはいけないところについては理解するが、一般住宅地の建売のところなどでは問題である。そういう問題を理解せずに、全市域に指定すれば大変な問題が起こるのではないか。大阪市と堺市の政令指定都市しかやっていないのに、高石市が先陣を切る必要はまったくないと思う。

(事務局) 建築基準法第65条では、「外壁が耐火構造のもの」となっている。一部の耐火構造についてはご指摘の通りだが、100%が耐火建築物ではないので、民法上の50cmは基本的になくならない。また、準防火地域の全域指定について数が少ないとのご指摘であったが、平成21年度は、大阪市、門真市、守口市、22年度は寝屋川市、吹田市、23年度は茨木市、摂津市、枚方市、堺市、四条畷市が指定し、24年度は、高槻市、松原市、大阪狭山市、高石市が手続きの作業をしている。

(会 長) 大阪府の指導について何か情報はあるか。

(事務局) 阪神・淡路大震災の被害からの結果報告が、平成21年に大阪府防災都市づくり広域計画として出されている。これに基づき、大阪府が平成23年3月に改定された都市計画区域マスタープランに盛り込んだ形である。平成21年度から大阪府内で準防火地域の指定を随時行っている。

(会 長) 隣地との境界に接して建物が建つことについて、防火地域で駅前等の高度利用するところではそれが想定される。一般の住宅地の準防火地域については、今の説明では、そういう状況はないということであるが、それでよいか。

(事務局) 4階建て以上の建物を建てる場合は耐火建築物にするという規定になっている。準防火地域内で4階建て以上にする場合は、隣地境界線いっぱいまで建てて良いことになるが、すべての建物が隣地境界まで建てられるという規定ではない。

(委 員) 本件については、我々も勉強すべきところである。このスケジュールでなければならぬのでなければ、しばらく時間をかけて慎重に議論しても良いのではないか。

(事務局) 第一種低層住居専用地域及び風致地区の見直し、J R東羽衣駅北側の用途地域の変更と合わせてご提案をしている。今後、議論が必要であれば、調整させて頂く。

(会 長) この件に関しては、今回が初めての報告であり、時間的な制約がなければ、もう一度報告頂いた後に、付議してもらうことにしたい。委員の指摘の点についても調べて頂き、皆さんの共通理解の上で議論して頂きたい。

(委 員) 先程来、津波被害の話があった。阪神・淡路の直下型地震では火災が多く発生した。山も崩れるかもしれない。液状化等もある。災害はどこで発生するかわからないので、安全なところに逃げることになる。地域防災計画に書かれていることも踏まえ、早急な動きが必要であるかどうか、総合的に判断し

たら良いと思う。

(会 長) 高石市は密集エリアも抱えており、その対策としても、防火・準防火を広げていく必要があると思う。個人的なことだが、大阪市内の自宅近くの市場が火事になったことがある。感覚的にいえば、かなりの距離を火の粉が飛び、火災の近隣では極めて脅威であり、火災・延焼についての検討もまちづくりの中で重要なことだと思う。

・その他

(委 員) 南海中央線が工事中であるが、いつ供用開始となるのか市民は知らない。付近住民への説明会についても遅れが出ており、いつ頃となるのか教えて頂きたい。また、今川だが、去年氾濫し、今年も溢れた。改良する計画はあるか。

(事務局) 資料が無いため、個別に回答させて頂きたい。

(委 員) 市民は知らないので、ここで教えて頂くのが良いと思う。

(会 長) 皆さんに周知した方が良いということなので、次回にご報告頂く。

(事務局) 先程の生産緑地に関する委員からの質疑については、後日資料を配布させて頂きたい。

【閉 会】 午後5時15分閉会